

『法と科学のハンドブック』へのコメント

香川 璃奈（医師）

非常に面白く読ませていただきました。科学の営みと民事裁判の営みが客観的に簡潔に書かれており、勉強になりました。民事裁判と刑事裁判の違いも分かっていない予備知識で読みましたが、非常に分かりやすく、ちょっと物知りになった気分です。

このハンドブックの内容のブラッシュアップにつながるかは分かりませんが、読んで感じたことを正直に書かせていただきます。

科学と法の対立は、不確実な事象に関する専門家同士の対立だと大きく記述されていました。科学と法の二項対立の理解についてはこのハンドブックが非常に有用だと感じるのですが、同様の対立は、今後多くのパターンが生まれて来るのではないのでしょうか。すでに生まれているものもあるかもしれません。政策、金融、経済などが裁判にかけられる日も近いように想像します。

あらゆる分野で対立しうる問題だと考えられるので、科学と法だけに絞らないで、今後広く専門知同士がぶつかりうる裁判を見据えて、法の改正や裁判制度自体の見直しなどする必要があったと感じました。

解決策として一つ思いついたことは、証人として科学者が必要になる場合に、尋問以外のもう少し柔らかい手段でも専門家を探し意見をあおぐことが許されるべきではないかということです。尋問は裁判に馴染んでいない人間からすると、責任が非常に重く感じられ、少しでも間違ったことは言えないのではないかという恐怖を感じます。専門家が尋問に関わることに感情的に尻込みせずすむシステムとして、尋問以外の選択肢は作れないのでしょうか。また科学者側の努力義務として、社会的に大きな問題になった科学問題やあるいは裁判に訴えられた科学問題については、科学者側が、それが明らかに間違っていないかについて業界（学会、研究会、その他自主的な研究者による組織など）としての見解を示す必要もあるのかなと感じました。福島県立大野病院産科医逮捕事件では、逮捕直後に医師その他各界の専門家が周産期医療の崩壊をくい止める会を組織したことが、事件が医学的には最善を尽くした中でのやむを得ない事故であったという主張を裁判関係者のみならず社会全体に強く訴える役割の一旦を担ったと思います。

ヒューマンエラーや個人的価値に基づく発言は科学にも法にも認められると繰り返し記述されていましたが、ヒューマンエラーを少しでも失くすための試みは法の世界ではなされているのでしょうか。このハンドブックを読む限りではヒューマンエラーは仕方の無いこととして諦められていると受け取りました。

ヒューマンエラーを避けられないものとして認めた上でそれを限りなくゼロにするために、たとえば医療の現場では投薬や処方については複数人で確認すること、患者氏名は医

師が尋ねるのではなく患者さんから名乗っていただく(患者取り違え防止のため)、などが行われています。

すごく単純な解決法かもしれませんが、裁判についてもっと外部から意見をあおげること、より多くの人数で議論できることが必要ではないでしょうか。独立性との兼ね合いが難しいとは思いますが、裁判において少人数で物事を決定することに違和感があります。現在、どのような問題も複雑になっており少人数では決定できないことが多いと思います。また別の解決法として、尋問の形式を、質問に答える形ではなく、自由答弁を許すことで科学者が事実を正しく伝えられる場を与えることも考えられると思います。ハンドブックで触れられていたコンカレント・エヴィデンスが魅力的な手法に感じました。このような手法がなぜ日本で導入が難しいのか、可能な範囲でハンドブック内で解説していただきたいと思いました。

最後に、科学者は、必要以上に訴えられる危険性を避けるためにはどのようにすれば良いのかを考える必要があると思いました。裁判沙汰になってしまうことについては、当事者同士の人間としての信頼関係が築けていないことが原因の一つとして考えられると感じています。医学部の実習では、当事者間で不信感があると訴えられかねないので、誠心誠意患者さんと向き合わないといけないし、不必要な喧嘩の種を落とさないこと(きちんと謝る、必要の無いテレビ出演をしないなど)も大事だと教えられました。東日本大震災後でも、市民が見定めたのは専門家の意見そのものではなく、専門家が「信頼に足る人間かどうか」という指摘もありました。ふだんから市民と接する医療従事者のみならず、めったに市民と接する機会のない科学者も、信頼を得るために必要な立ち振る舞いなどを身につける必要性を感じました。これは会社勤務の社会人には当たり前のことなのかもしれませんが、私自身に会社勤務経験が無いので分かりません。少なくとも科学者はほとんどがアカデミックの狭い世界から出たことがない人間ですので、国の機関などが率先して教育する必要があると感じました。

というのもこのハンドブックを読み、自分が科学側の立場として、裁判には巻き込まれたくないと強く感じたからです。理由はハンドブックに述べられている通りです。証人として裁判に協力したところで具体的な成果にならないだけでなく面接でのアピールポイントにすらならないこと、訴えられていた場合にはキャリアの上でマイナスになりかねないこと、さらに一市民の立場から、訴えられた場合には世間の中での自分個人の評価を最も落とすと感じるのが理由です。

民事裁判以外の手段でもう少し、民事裁判の動機とされるいくつかを満たす仕組みがあれば理想かと感じましたが、代替案は思いつきませんでした。ハンドブック p.86 にて、「他の手段を組み合わせる」という記述がありますが、他の社会的意思決定の手段を具体的に示していただけるとありがたいです。そして裁判以外の手段を広く国民に周知する必要があると思います。

そもそも、こういった、今までの裁判システムでは扱えない物事を裁判にかけること自体が間違っているのかなとも感じました。科学問題、その他、政策や経済によって不利益を被ったと主張する問題を扱うことは、裁判所の能力を超えているように感じてしまいます。ハンドブックでも触れられていましたが、知的財産高等裁判所のようなそういった新しい問題を特化して扱う場を作る、あるいはそういった問題を専門とする弁護士や裁判官を育成する必要もあるかと感じます。

科学の教育を受けてきた自分は、どうしても科学の世界のことを批判できずに、法整備の批判に偏ってしまっています。ハンドブックに、こういったことは法の世界では実現が難しいと書かれていても、なぜできないんだとついつい批判してしまいます。これだけ高度なハンドブックを読んでも、法の世界の方々の仕事や立場を理解するまでの道のりは長そうです。裁判になる前から、お互いを理解する努力が必要だと強く感じました。